

愛知県措置入院者退院後支援事業について

1 背景・経緯

- これまで、精神保健福祉法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により入院したもの（以下「措置入院者」という。）の退院後支援については、法により具体的な規定がなされていなかった。
- そのため、国は、保健所設置自治体を中心となって行う退院後支援の具体的な手順を盛り込んだ「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（平成 30 年 3 月 27 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「ガイドライン」という。）を策定し、積極的に退院後支援の取組を進めることとした。
- 本県においても、このガイドラインを踏まえ「愛知県措置入院者退院後支援事業実施要綱」を制定し、措置入院者の退院後の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進のために、必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けることができる仕組みを整備する。

2 事業の概要

(1) 目的

措置入院者が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、社会復帰の促進等を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

愛知県保健所

(3) 内容（*本事業の流れは右図のとおり。）

- ① 支援計画の作成及び交付等。
- ② 支援関係者等による支援計画作成のための会議（以下、「支援会議」という。）の開催。
- ③ 支援計画に基づく相談指導及び連絡調整。

(4) 支援対象者

平成 31 年 4 月 1 日以降の措置入院者で、退院後も継続支援が必要と保健所が認めるもののうち、措置入院者の退院後支援に関する計画（以下「支援計画」という。）に基づく支援を受けることについて支援対象者の同意を得られたもの。（4 月 1 日時点で継続入院している措置入院者については、5 月 1 日以降に措置解除されたもの。）

なお、上記（3）③の支援計画に基づく相談指導及び連絡調整は、名古屋市及び中核市を除く愛知県に帰住する者を対象とする。

(5) 事業開始予定日

平成 31 年 4 月 1 日

(6) その他

本事業は、「精神科措置入院退院支援加算」の規定（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険医療課長通知）に基づき、「退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果」及びそれを踏まえた「退院後支援に関する計画に係る意見書」を提出して頂く等、医療機関からの協力を得て実施する。

* 精神科措置入院退院支援加算

「法第 29 条又は第 29 条の 2 に規定する入院措置に係る患者について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と連携して退院に向けた支援を行った場合に、退院時 1 回に限り 600 点を加算する。」

《参考》

